



県 章

滋賀県公報

平成 17 年 (2005 年)
2 月 14 日
第 2447 号
月 曜 日

毎週 月・水・金曜 3 回発行

目 次

○ 告 示

保安林予定森林の通知 (森林保全課)	119
解除予定保安林の通知 (森林保全課)	119
解除予定保安林 (森林保全課)	120
保安林の指定施業要件の変更の通知 (森林保全課)	120
道路区域の変更 (道路課)	120
入札参加者に必要な資格等 (水政課)	121

○ 公 告

特定非営利活動法人設立認証申請公告 (県民文化課)	122
平成 17 年経営事項審査等実施公告 (監理課)	123
道路の位置の指定公告 (建築課)	125

○ 地 域 振 興 局 告 示

介護保険法による指定居宅サービス事業者の廃止の届出 (甲賀)	125
--------------------------------------	-----

○ 地 域 振 興 局 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告 (湖南、湖北)	125
---------------------------------------	-----

告 示

滋賀県告示第 96 号

森林法 (昭和 26 年 法律 第 249 号) 第 29 条の規定により、次の森林を保安林予定森林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 保安林予定森林の所在場所 甲賀市水口町三大寺字川合谷 1815-10、1815-11、1823-3、1823-4、1824、1824-1 から 1824-5 まで、1912、1913-1、1913-2、1914 から 1916 まで、1918
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
ア 主伐に係る伐採種を定めない。
イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第 97 号

森林法 (昭和 26 年 法律 第 249 号) 第 29 条の規定により、次の保安林を解除予定保安林とする旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 解除に係る保安林の所在場所 甲賀市信楽町柞原字西垣外 819-2 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 解除の理由 学校用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示 第 98 号

森林法 (昭和 26 年法律 第 249 号) 第 30 条の 2 第 1 項の規定により、次の保安林を解除予定保安林にする。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 解除予定保安林の所在場所 甲賀市信楽町柞原字西垣外 819-2 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 公衆の保健
 - 3 解除の理由 学校用地とするため
- (「次の図」は、省略し、その図面を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および甲賀市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示 第 99 号

森林法 (昭和 26 年法律 第 249 号) 第 33 条の 3 において準用する同法 第 29 条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 大津市 (次の図に示す部分に限る。)
 - 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
 - 3 変更後の指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採することができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
- (「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および大津市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示 第 100 号

道路法 (昭和 27 年法律 第 180 号) 第 18 条第 1 項の規定に基づき、次の道路の区域を変更する。

この関係図面は、平成 17 年 2 月 14 日から平成 17 年 2 月 28 日まで滋賀県土木交通部道路課において一般の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

道路 の 種類	路 線 名	道 路 の 区 域				
		区 間	変更の 前後の 別	敷地の幅員	延 長	備 考
		甲賀市土山町頓宮字上出 152 番 1 地先から	変更後	最小 48.8 m) 最大 48.8 m	7.2 m	国道 1 号交差点 部の計画変更に伴う道路区域の 変更 (重用)

県道	甲賀土山線	甲賀市土山町頓宮字上出 152 番 1 地先まで	変更前	最小 48.8 m) 最大 48.8 m	7.2 m	国道 1 号 L= 7.2 m
----	-------	-----------------------------	-----	-----------------------------------	-------	--------------------

滋賀県告示 第 101 号

地方自治法施行令 (昭和 22 年政令第 16 号) 第 167 条の 11 第 2 項の規定に基づき、平成 17 年度において滋賀県が発注する滋賀県立琵琶湖博物館の展示運営補助業務の委託契約に係る指名競争入札に参加しようとする者に必要な資格等を次のとおり定める。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 委託業務の内容 滋賀県立琵琶湖博物館における来館者との交流、受付、案内、解説、観覧券の販売、安全監視等の業務
- 2 申請書類および配布開始時期
 - (1) 申請書類
 - ア 指名競争入札参加資格審査申請書
 - イ 営業概要表
 - ウ 法人にあっては、登記簿謄本 (発行後 3 月以内のものに限る。) またはその写し
 - エ 営業実績書
 - オ 指名競争入札参加資格審査申請書の提出日直前 2 年分の都道府県事業税納税証明書 (県内に本店、営業所等を有する者にあっては滋賀県事業税納税証明書、県内に本店、営業所等を有しない者にあっては本店所在地の都道府県事業税納税証明書) またはその写し
 - カ 都道府県税および消費税に未納がないことを証する納税証明書 (発行後 1 月以内のものに限る。) またはその写し
 - キ 平成 17 年 1 月 1 日 (以下「基準日」という。) 直前決算時の財務諸表
 - ク 営業所等の長に滋賀県との取引を委任する者にあっては、その委任状
 - ケ 5(1) の許可を証する書面の写し (5(1) に掲げる資格を有することを確認できるものに限る。)
 - コ 研修関係調書
 - (2) 配布開始時期 平成 17 年 2 月 15 日 (火)
- 3 申請書類の受付期間 平成 17 年 2 月 18 日 (金) から平成 17 年 3 月 1 日 (火) まで (休館日を除く。) の 8 時 30 分から 17 時 15 分までとする。

なお、郵送による受付は行わない。
- 4 申請書類の配布・受付場所 滋賀県立琵琶湖博物館総務部総務課 草津市下物町 1091 番地 TEL 077-568-4811
- 5 資格要件 指名競争入札に参加することができる者は、地方自治法施行令第 167 条の 11 第 1 項において準用する同令第 167 条の 4 に規定する者以外の者で、基準日に次に掲げる要件をすべて満たしているものとする。
 - (1) 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律施行令 (昭和 61 年政令第 95 号) 第 4 条第 16 号の業務 (以下「案内等の業務」という。) に関して、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律 (昭和 60 年法律第 88 号) 第 5 条の規定に基づく許可を受けており、かつ、当該許可が基準日の直前 2 年以上有効であること。
 - (2) 1 に示す業務の遂行に必要な従業員の研修を行う組織および職員を有すること。
 - (3) 案内等の業務の実績は、基準日の直前 2 年以上あること。
 - (4) 従事者数または派遣労働者登録数を 30 人以上有すること。
- 6 資格審査の結果通知等 申請者には、指名競争入札参加資格審査結果通知書により通知するとともに、資格を有

すると認められる者にあつては、指名競争入札参加資格者名簿に登録する。

- 7 資格の有効期間 資格を有すると認めた日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。

公

告

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請のあつた年月日 平成 17 年 1 月 31 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 エコアクション 21 地域事務局びわこ

特定非営利活動法人の代表者の氏名 西島 喜紹

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 坂田郡近江町大字顔戸 1313 番地の 9

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、事業者の自主的・積極的な環境配慮への取り組みを専門家の立場から支援と助言をし、現在の社会経済システムの中に環境と経済の好循環システムを導入する事業を行うことによって環境保全と経済発展が互いに支えあって進むような 21 世紀にふさわしい真に必要なとされる社会の基盤づくりの実現を達成し、もって自然と人間とが互いに共生し、そして互いに繁栄できる環境経済社会の創造に寄与することを目的とする。

- 3 関係書類の縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県湖南地域振興局総務振興部総務出納課 草津市草津三丁目 14-75

滋賀県甲賀地域振興局総務振興部総務出納課 甲賀市水口町水口 6200

滋賀県東近江地域振興局総務振興部総務出納課 東近江市八日市緑町 7-23

滋賀県湖東地域振興局総務振興部総務出納課 彦根市元町 4-1

滋賀県湖北地域振興局総務振興部総務出納課 長浜市平方町 1152-2

滋賀県湖西地域振興局総務振興部総務出納課 高島市今津町今津 1758

- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 17 年 1 月 31 日から平成 17 年 3 月 31 日までの各縦覧場所における執務時間内

特定非営利活動法人設立認証申請公告

特定非営利活動促進法 (平成 10 年法律第 7 号) 第 10 条第 1 項の規定に基づき、次の者から特定非営利活動法人の設立の認証の申請があつたので、同条第 2 項の規定に基づき次のとおり公告する。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請のあつた年月日 平成 17 年 1 月 31 日

- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称等

特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 ほほえみ

特定非営利活動法人の代表者の氏名 森田 清志

特定非営利活動法人の主たる事務所の所在地 坂田郡伊吹町大字上野 1056 番地

特定非営利活動法人の定款に記載された目的 この法人は、高齢者等の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持ならびに利用者の家族の身体的・精神的介護負担の軽減を図るため、通所介護を提供することにより社会福祉の増進に寄与することを目的とする。

- 3 関係書類の縦覧場所

滋賀県政策調整部広報課県民情報室 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県県民文化生活部県民文化課 大津市京町四丁目 1-1

滋賀県湖南地域振興局総務振興部総務出納課 草津市草津三丁目 14-75

滋賀県甲賀地域振興局総務振興部総務出納課 甲賀市水口町水口 6200

滋賀県東近江地域振興局総務振興部総務出納課 東近江市八日市緑町 7-23

滋賀県湖東地域振興局総務振興部総務出納課 彦根市元町 4-1

滋賀県湖北地域振興局総務振興部総務出納課 長浜市平方町 1152-2

滋賀県湖西地域振興局総務振興部総務出納課 高島市今津町今津 1758

- 4 関係書類の縦覧期間および時間 平成 17 年 1 月 31 日から平成 17 年 3 月 31 日までの各縦覧場所における執務時間内

平成 17 年経営事項審査等実施公告

建設業法施行規則 (昭和 24 年建設省令第 14 号。以下「規則」という。) 第 19 条の 6 第 1 項および第 21 条の 2 第 1 項の規定に基づき、経営規模等評価の申請および総合評定値の請求の時期および方法を次のとおり定めたので、公告する。

なお、経営状況分析の申請については、建設業法 (昭和 24 年法律第 100 号) 第 27 条の 24 第 1 項の登録経営状況分析機関が、規則第 19 条の 2 第 1 項の規定に基づき公示する申請の時期および方法等に従い申請を行うものとする。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

- 1 申請日および受付場所 申請の受付は、個人業者または法人業者ごとおよび決算期ごとに別表に定める申請日および受付場所において午前 9 時から午後 4 時まで (正午から午後 1 時までを除く。) 行う。ただし、申請日および受付場所は、会場等の都合により変更する場合がある。

なお、新たに経営事項審査申請等をしようとする者 (個人業者または法人業者および決算期の別を問わない。) は、別表に定めるもののほか、滋賀県土木交通部監理課がこの公告の日から平成 17 年 6 月 3 日 (金) までの間において指定した日時および場所において補完的に受付を行う。

2 申請の受付方法

(1) 平成 16 年中に経営事項審査を受審した者に対しては、前回の審査基準月 (決算月) ごと、個人業者または法人業者ごとおよび主たる営業所の所在地ごとに受付日時および場所を指定し、通知する。

(2) 新たに経営事項審査申請等をしようとする者 (個人業者または法人業者および決算期の別を問わない。)、決算期変更が生じた者、組織変更した者、組織変更後第 1 期決算を終えた者または指定した日時に都合がつかない者は、別表に定める申請日および受付場所のうちから希望するものをあらかじめ予約すること。

予約受付は、次の専用電話番号のみで行う。

専用電話番号 (077) 527-5678

電話予約の受付時間は、午前 9 時から午後 5 時まで (正午から午後 1 時までを除く。) とし、予約受付期間は、別表に定めるとおり (閉庁日を除く。) とする。

- 3 その他 平成 17 年 1 月から同年 9 月までの決算の申請日および方法等については、別途公告する。

- 4 この公告に関する問い合わせ先 滋賀県土木交通部監理課建設業担当・審査契約担当 〒 520-8577 大津市京町四丁目 1-1 TEL (077) 528-4114・4116

別表 平成17年経営事項審査申請等受付時期(対象：平成16年10月～平成16年12月決算法人・個人業者)

審査対象者 所在市・郡	法人 個人	審査基準月 (決算月)	申 請 日	受 付 場 所	新規申請者、決算期変更または組織変更の生じた 者等の電話予約の受付期間(閉庁日を除く午前9時 から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。))
大津市 滋賀郡	法人	平成16年10月	平成17年3月15日(火)	大津合同庁舎7C会議室	平成17年2月15日(火)～平成17年3月8日(火)
	個人	11月、12月	平成17年4月19日(水)、20日(木)	大津合同庁舎7B会議室	平成17年3月18日(金)～平成17年4月13日(木)
			平成17年5月9日(月)、6月3日(金)		平成17年4月8日(金)～平成17年5月27日(金)
草津市 守山市 栗東市 野洲市	法人	平成16年10月	平成17年3月15日(火)	大津合同庁舎7C会議室	平成17年2月15日(火)～平成17年3月8日(火)
	個人	11月、12月	平成17年4月19日(水)、20日(木)	大津合同庁舎7B会議室	平成17年3月18日(金)～平成17年4月13日(木)
			平成17年5月16日(月)		平成17年4月15日(金)～平成17年5月9日(月)
甲賀市 湖南市	法人	平成16年10月	平成17年3月17日(木)	湖南地域振興局庁舎4A会議室	平成17年2月17日(木)～平成17年3月10日(木)
	個人	11月、12月	平成17年4月21日(木)		平成17年3月18日(金)～平成17年4月14日(木)
			平成17年5月11日(水)、12日(木)		平成17年4月11日(月)～平成17年5月6日(金)
近江八幡市 東近江市※1 蒲生郡 神崎郡	法人	平成16年10月	平成17年3月17日(木)	甲賀地域振興局庁舎1階入札室	平成17年2月17日(木)～平成17年3月10日(木)
	個人	11月、12月	平成17年4月21日(木)		平成17年3月18日(金)～平成17年4月14日(木)
			平成17年5月30日(月)、31日(火)		平成17年4月28日(木)～平成17年5月24日(火)
彦根市 東近江市※2 愛知郡 犬上郡	法人	平成16年10月	平成17年3月22日(火)	東近江地域振興局庁舎1階1A会議室	平成17年2月22日(火)～平成17年3月15日(火)
	個人	11月、12月	平成17年4月22日(金)		平成17年3月22日(火)～平成17年4月15日(金)
			平成17年5月25日(水)、26日(木)、27日(金)		平成17年4月25日(月)～平成17年5月20日(金)
長浜市 米原市 坂田郡 東浅井郡	法人	平成16年10月	平成17年3月22日(火)	湖東地域振興局庁舎1階第3会議室	平成17年2月22日(火)～平成17年3月15日(火)
	個人	11月、12月	平成17年4月22日(金)		平成17年3月22日(火)～平成17年4月15日(金)
			平成17年5月17日(水)、18日(木)、19日(金)、20日(金)		平成17年4月15日(金)～平成17年5月13日(金)
伊香郡	法人	平成16年10月	平成17年3月22日(火)	湖東地域振興局庁舎1階第3会議室	平成17年2月22日(火)～平成17年3月15日(火)
	個人	11月、12月	平成17年4月22日(金)		平成17年3月22日(火)～平成17年4月15日(金)
			平成17年6月1日(水)、2日(木)		平成17年4月28日(木)～平成17年5月26日(木)
高島市	法人	平成16年10月	平成17年3月15日(火)	木之本合同庁舎1階会議室	平成17年2月15日(火)～平成17年3月8日(火)
	個人	11月、12月	平成17年4月19日(水)、20日(木)		平成17年3月18日(金)～平成17年4月13日(木)
			平成17年5月13日(金)		平成17年4月13日(木)～平成17年5月6日(金)

※1 旧湖東町・愛東町を除く。
 ※2 旧八日市市・永源寺町・五個荘町を除く。

道路の位置の指定公告

建築基準法 (昭和 25 年 法律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課および湖西地域振興局建設管理部に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

地 名 ・ 地 番	申 請 人 住 所 ・ 氏 名	延 長 メートル	幅 員 メートル	本 数 条
高島市マキノ町寺久保字北岸 719-24、725-1、726-20	高島市マキノ町大沼 344-8 株式会社アドミール 代表取締役 村田信之	108.65	6.00) 6.67	1

道路の位置の指定公告

建築基準法 (昭和 25 年 法律 第 201 号) 第 42 条 第 1 項 第 5 号の規定による道路として、次のとおりその位置を指定した。

この関係書類は、滋賀県土木交通部建築課および滋賀県湖北地域振興局長浜建設管理部に備え置き関係人の縦覧に供する。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県知事 國 松 善 次

地 名 ・ 地 番	申 請 人 住 所 ・ 氏 名	延 長 メートル	幅 員 メートル	本 数 条
米原市下多良字五反田 74 番 2	坂田郡近江町大字宇賀野 11 番地 7 株式会社北村 代表取締役 北村喜代信	25.47	5.00	1

地 域 振 興 局 告 示

滋賀県甲賀地域振興局告示 第 5 号

介護保険法 (平成 9 年 法律 第 123 号) 第 41 条 第 1 項の指定居宅サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県甲賀地域振興局長 和 田 寛 海

事 業 所 の 名 称	事 業 所 の 所 在 地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
有限会社山久	甲賀市甲南町野田 855 番地 2	有限会社山久 代表取締役 小山君枝	甲賀市甲南町野田 855 番地 2	福祉用具貸与	2571400213	平成 17. 1. 31

地 域 振 興 局 公 告

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県湖南地域振興局長 重 野 良 寛

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
栗東市坊袋 57 番 1 土田喜浩	守山市荒見町字尾引 199 番 4、 200 番 6	498.98 m ²	平成 17. 2. 1	000235

都市計画法に基づく開発行為に関する工事完了公告

都市計画法 (昭和 43 年 法律 第 100 号) 第 36 条 第 1 項の規定に基づく開発行為に関する工事の完了届に対し、同条第 2 項の規定に基づき、次のとおり検査済証を交付した。

平成 17 年 2 月 14 日

滋賀県湖北地域振興局長 三 嶋 一 博

開発許可を受けた者の住所・氏名	開発区域の名称	面積	検査済証	
			交付年月日	番号
長浜市大辰巳町 196 勝見正雄	長浜市大辰巳町字堀町 190、195 －2、207－3、207－4、208－1	1,398.53 m ²	平成 17. 1. 31	000270